

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ずお読みください。

✔ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の媒介をすることが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。従って、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。なお、取扱者(代理店の生命保険募集人)の身分・権限等に関しまして、確認をご要望の場合には、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。

✔ お申し込みの際は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項を、「注意喚起情報」はご契約に関して特にご注意、ご確認いただきたい事項の概略を記載しています。また、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。必ずご確認ください。

なお、商品のご検討にあたっては、これらをご覧いただくとともに販売資格を持つみずほ銀行の生命保険募集人にご相談ください。

✔ 募集代理店(みずほ銀行)からのお知らせ

- 本商品は、みずほ銀行を募集代理店とするネオファースト生命の商品であり、契約の主体はお客さまとネオファースト生命になります。
- 本商品は生命保険であり、預金・投資信託・金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象とはなりません。また、元本の保証はありません。
- 本商品に関するお客さまのお取引が、みずほ銀行におけるお客さまに関する他の業務やお取引に影響を与えることはありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先等によっては本商品をお申し込みいただけない場合があります。
- 保険料を借入金で調達した場合、解約時の解約返戻金額等が借入金の元利合計金額を下回り、借入金を返済できなくなる場合があります。よって、保険料に充当するための借入れを前提としたお申し込みはお取り扱いできません。

ネオファースト生命について

ネオファースト生命は「一生涯のパートナー」を経営理念とする第一生命グループの一員として、お客さまの安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していくというグループ統一のミッションはそのままに、新たなお客さま満足の創造と社会からの信頼と敬愛の確保、経営品質の向上等に努めていきます。

保有契約
約50万件を
突破
※2021年5月末時点

「あったらいいな」をいちばんに。
ネオファースト生命
第一生命グループ

InsTech(インステック)について

第一生命グループでは保険ビジネス(Insurance)とテクノロジー(Technology)の両面から生命保険事業独自のイノベーションを創出する取組みを“InsTech”(インステック)と銘打ち、最優先の戦略課題としてグループ全体で推進しています。その一環として第一生命が持つ約1,000万人のお客さま情報を含む医療ビッグデータ等の解析等を行い、更なるリスク細分化型の商品や、ご加入者の健康増進の取組みの促進につながり、健康寿命の延伸に貢献できるような新たな商品の開発を進めています。

INS TECH

ご不明点がございましたら
こちらまでお問い合わせください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

0120-312-201

[受付時間] 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

Webサイト <https://neofirst.co.jp>



本資料は2022年4月時点の重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレットです(出典元の資料は2019年11月1日時点のものを使用しています)。

[募集代理店]

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間:平日 9時00分~17時00分
12月31日~1月3日、祝日・振替休日のご利用いただけません

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイスタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

収入保障保険

2022年4月版

契約年齢: 20歳~70歳

重要事項説明書
(契約概要・注意喚起情報)兼
商品パンフレット

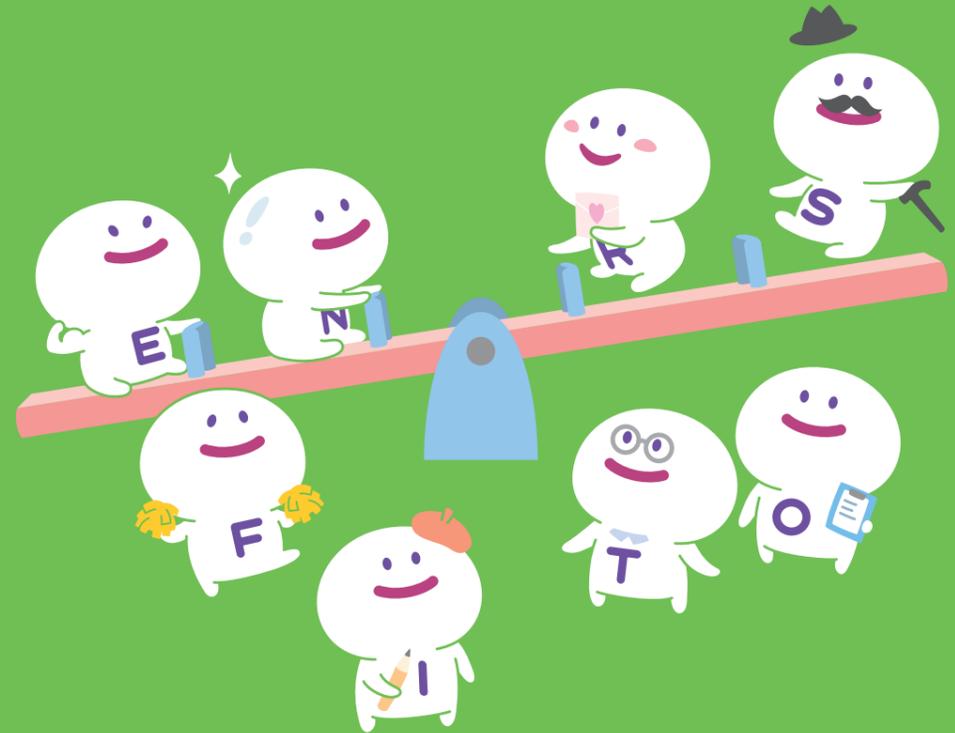


<無解約返戻金型収入保障保険>

万一 だけでなく

障害状態 三大疾病 にも備えられる!

もしもの時に毎月決まった金額を受け取れる保険



健康体割引特約あります!

- 本資料は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- 本商品のご検討・お申し込みに際しましては、必ず「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 本商品はネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。
- 株式会社みずほ銀行はネオファースト生命の募集代理店です。

ネオファースト生命は第一生命グループの生命保険会社です。

[募集代理店]



みずほ銀行

[引受保険会社]

「あったらいいな」をいちばんに。



万一のときの収入減への備えは万全ですか？

世帯主に**万一のこと**があらあたら…



収入が減少し、生活費が不足してしまうかもしれません…

そんな万一の
ときに！

ネオしゅうほ は毎月決まった金額を
お受け取りいただけます。



今までどおりの生活が維持できるようサポートします！



「ネオしゅうほ」なら特則・特約を適用・付加することで、
障害状態 **三大疾病** のときの収入減などにも備え
られます。

詳細はP.7～P.10をご確認ください。

万一のときの保障は 「いくら」「いつまで」必要でしょうか？

どんな費用に備える必要があるのでしょうか？

たとえば毎月の生活費はもちろん、家賃やお子さまの教育費など多岐にわたります。

ご家族の毎月の
生活費



家賃・
住宅ローン費*



教育費



*団体信用生命保険にご加入の場合、保険金で住宅ローンが精算されるため、以後のご返済は不要となります。

万一のときにはどんな公的保障があるのでしょうか？

万一のときには、のこされたご家族には遺族年金が支給されます。

	妻と子2人	妻と子1人
会社員世帯(遺族基礎年金+遺族厚生年金)	月額 約15.5万円	月額 約13.7万円
自営業世帯(遺族基礎年金)	月額 約10.2万円	月額 約8.3万円

※会社員世帯の夫の平均標準報酬月額を40万円、加入期間25年(300カ月)として計算。
年金額の計算方法等詳細はP.16をご確認ください。

上記事例はあくまで一例です。家族構成、国民年金や厚生年金への加入状況などの諸条件により年金額は異なります。ご自身の年金額については所轄の年金事務所等でご確認ください。

保障額 万一のときの保障は「いくら」必要でしょうか？

生活費や教育費など、必要な費用から遺族年金を引いた金額を必要保障額としてご準備されると安心です。

<例：会社員世帯でご遺族が妻と子2人の場合>

ご遺族の生活に必要な費用
(例) 月額30万円

遺族年金
月額約15万円

必要保障額
月額約15万円

保障期間 万一のときの保障は「いつまで」必要でしょうか？

さまざまな選択肢が想定されます。

お子さまが
独立されるまで



お子さまの
ご結婚まで



世帯主の
ご定年まで



配偶者の公的年金
受け取り開始まで



特徴と保障内容
適用する保険料について
障害状態への備え
三大疾病への備え
特約適用時の年金受取イメージ
年金のお受け取りについて
税務の取り扱いについてQ&A
月払保険料例
契約概要
注意喚起情報

●年金のお支払いなどの対象にならない場合があります。詳細についてはP.21～P.35「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」など所定の資料を必ずお読みください。
●年金額については下記の限りではありません。取り扱いの金額範囲などについての詳細は代理店の募集人またはネオファースト生命へご確認ください。

Point 1

基本プラン

死亡または、所定の高度障害状態に該当されたときに保険期間満了まで年金を毎月お受け取りいただけます。

主契約 高度障害収入保障特則

⚠ 満期保険金、配当金はありません。また、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

Point 2

所定の基準を満たした場合、健康体割引特約を付加することができ、保険料が割り引きになります。

⚠ 詳細は、P.5～P.6をご確認ください。

Point 3

オプション

特則・特約を選択することで、万一のときだけでなく、障害状態三大疾病にも備えることができます。

⚠ 詳細は、P.7～P.10をご確認ください。「障害収入保障特則」を適用する場合には、「高度障害収入保障特則」のお取り扱いはありません。

<ご加入条件>

契約年齢	20歳～70歳(満年齢)
保険期間	40歳満期～80歳満期
保険料払込期間	保険期間と同一
保険料払込方法	月払、年払
年金月額	5万円以上(1万円単位)
年金支払保証期間	2年・5年

※契約年齢と性別等との組み合わせによって、取り扱えない保険期間などがあります。

基本プラン(主契約+高度障害収入保障特則)

主契約(死亡)

■お支払い事由に該当した時期ごとの収入保障年
[ご契約例] ●契約年齢:30歳 ●男性 ●年金月額:15万円 ●保険期間・保険料払込期間:65歳まで
●年金支払保証期間:2年 ●非喫煙者健康体保険料 ●月払保険料:3,800円



金受取総額の推移(イメージ)
保険期間・保険料払込期間:65歳まで
率 ●高度障害収入保障特則適用

保険期間の経過とともに受取総額が減っていくしくみです。

年金支払保証期間

●年金のお支払いを保証する期間(年金支払保証期間)は契約時に2年または5年をお選びいただけます。

金支払保証期間)があります。または5年をお選びいただき

(例) ●保険期間:65歳まで ●年金支払保証期間:2年 ●64歳(ご契約日から34年2ヵ月目)で支払事由該当

2年間保証

年金月額15万円×12ヵ月×2年
年金受取総額 **360万円**

高度障害状態

高度障害収入保障特則

⚠ 所定の高度障害状態とは、約款に定めるネオファースト生命

被保険者が所定の高度障害状態に該当されたとき、高度障害収入保障年金を保険期間満了までお受け取りいただけます。

所定の状態(たとえば両眼失明等)であり、公的な身体障害者認定基準などとは異なります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

(オプション①) 障害状態

障害収入保障特則

⚠ 「障害収入保障特則」を適用する場合には、「高度障害収入保障特則」のお取り扱いはありません。

1級～3級の身体障害者手帳が交付されたとき、以後の保険料のお払込みは不要になり、障害収入保障年金をお受け取りいただけます。

詳細は P.7～P.8

(オプション②) 三大疾病

特定疾病収入保障特則(2018)

または 特定疾病保険料払込免除特約(2018)

所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中で所定の事由に該当した場合、以後の保険料のお払込みは不要になり、特定疾病収入保障年金をお受け取りいただけます。

所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中で所定の事由に該当した場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。

詳細は P.9～P.10

●みずほ銀行では、主契約に「高度障害収入保障特則」を適用した保障内容を「基本プラン」といいます。ただし、健康状態等により、「高度障害収入保障特則」が適用できない場合があります(この場合、所定の高度障害状態に該当した場合の保障はありません)。

●「特定疾病収入保障特則(2018)」と「特定疾病保険料払込免除特約(2018)」はあわせて適用、付加することはできません。

特徴と保障内容
適用する保険料
障害状態への備え
三大疾病への備え
特則適用時の年金受取イメージ
年金のお受け取り
税務の取り扱い
月払保険料例
契約概要
注意喚起情報

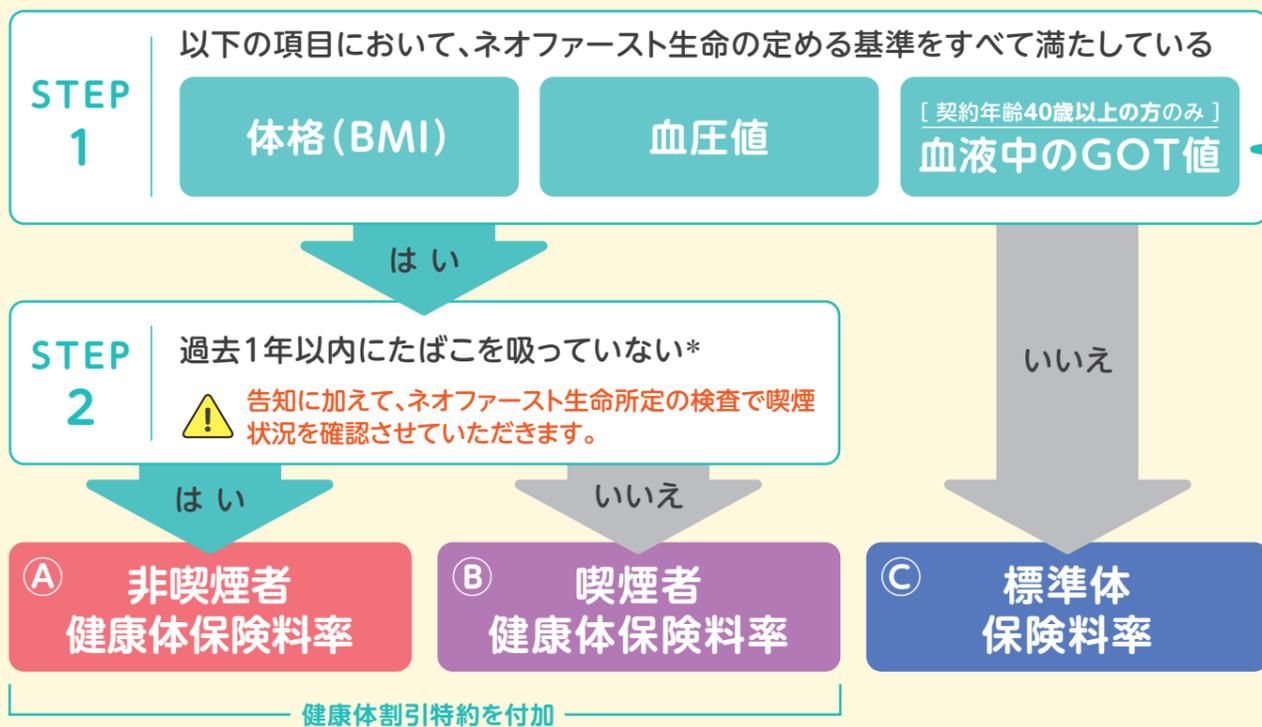
適用する保険料率(健康体割引特約)について

健康体割引特約

被保険者さまの健康状態や喫煙状況がネオファースト生命の定める基準を満たしている場合、満たしていない場合に比べて保険料が安くなります。

保険料率は被保険者さまの状態に応じて **A 非喫煙者健康体保険料率** **B 喫煙者健康体保険料率** **C 標準体保険料率** の3種類のいずれかを適用します。

適用保険料率決定の流れ



お申し込みの際は、適用される保険料率にかかわらず、所定の検査項目を満たす健康診断書等(人間ドックの結果通知書等を含む)をご提出いただきます。

*たばこには、紙巻タバコ、葉巻、パイプのほか、噛みタバコ、嗅ぎタバコ、電子タバコなどを含みます。受動喫煙(副流煙)などの影響で、喫煙反応があった場合には、「非喫煙者」基準に該当しませんのでご注意ください。
※医師による診査でのお取り扱いはありません。

<月払保険料例>

[ご契約例] ●保険期間・保険料払込期間:65歳まで ●年金支払保証期間:2年 ●高度障害収入保障特約適用 ●保険料払込方法:月払

年金月額15万円

契約年齢	A 非喫煙者健康体保険料率		B 喫煙者健康体保険料率		C 標準体保険料率	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20歳	3,926円	2,436円	5,423円	4,625円	6,434円	4,746円
30歳	3,800円	2,820円	5,392円	4,933円	6,562円	5,119円
40歳	3,975円	3,309円	6,455円	4,986円	7,258円	5,350円

※本商品において健康体割引特約を付加しない場合の保険料率のことを「標準体保険料率」といいます。

基準 1

体格(BMI): 18以上27未満

BMI(ボディ・マス・インデックス)とは身長と体重のバランスを判断する指標です。

$$BMI = \text{体重(kg)} \div \{\text{身長(m)}\}^2$$

■BMIの基準を満たす身長・体重の目安

身長(cm)	145	150	155	160	165	170	175	180	185	190
最低体重(kg以上)	38	41	44	46	49	52	55	58	62	65
最高体重(kg以下)	56	60	64	68	73	77	82	87	92	97

- 健康診断書等にBMIの値がある場合はその数値となります。
- 健康診断書等にBMIの値がない場合は健康診断書等に記載の身長・体重をもとに以下の計算で数値を算出します。
 - ・体重(kg)は小数点第1位以下を切り捨て
 - ・身長(m)は小数点第3位以下を切り捨て
 - ・算出されたBMIは小数点第2位以下を切り上げ

基準 2

血圧値: 以下の範囲内であること

契約年齢	最低血圧値	最高血圧値
20歳以上50歳未満	90mmHg未満	140mmHg未満
50歳以上	100mmHg未満	150mmHg未満

基準 3

[契約年齢40歳以上の方のみ] 血液中のGOT値: 30U/L以下

GOT値とは...

GOTとは、「グルタミン酸オキサロ酢酸トランスアミナーゼ」という、肝臓に多く含まれる酵素のことです。一般的にはこの酵素が増えると肝臓の働きが弱まっていることを意味します。

※上記基準の数値は健康診断書等に記載されている数値で判定します(告知書に記載の数値ではありません)。

特徴と保障内容
適用する保険料率
健康体割引特約について
障害状態への備え
三大疾病への備え
年金受取イメージ
特別適用時の
年金のお受け取り
について
税務の取り扱い
についてQ&A
月払保険料例
契約概要
注意喚起情報

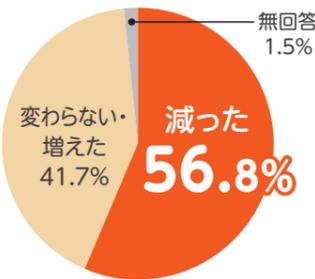
三大疾病への備え〈オプション②〉

たとえば、がん罹患により
収入に影響が出るケースもあります。

家計を維持するために、貯蓄を切り崩したり、生活水準を
落とすことも…。

がん罹患
による
収入の変化

■がん罹患による
収入への影響の有無
(個人の収入)*1
(東京都のデータ)



■家計を維持するための取組(複数回答)*1



そんなと きに!

*1 出典:東京都福祉保健局「がん患者の就労等に関する実態調査」報告書(平成26年)より

三大疾病による「収入の減少」や「保険料の負担」に備えることができます。

特定疾病収入保障特則(2018)

所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中で**所定の事由***2に該当した場合、
特定疾病収入保障年金をお受け取りいただけます。
また、**以後の保険料のお払込みは不要**です。

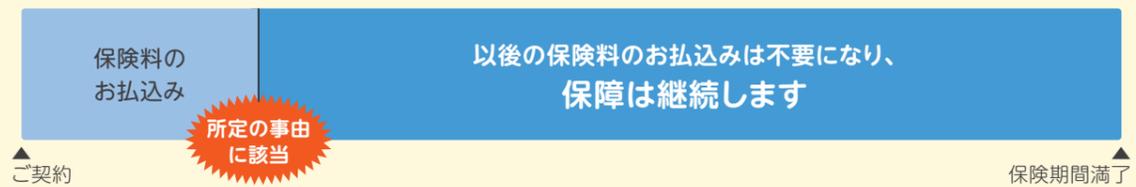


⚠ 特定疾病収入保障年金が支払われている間に被保険者が死亡された場合には、特定疾病収入保障年金の未支払分の現価を一時金としてお支払いし、ご契約は消滅します(収入保障年金のお支払いはありません)。

または

特定疾病保険料払込免除特約(2018)

所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中で**所定の事由***2に該当した場合、
以後の保険料のお払込みは不要になり、
保障は継続します。



*2 所定の事由

がん	初めて 所定のがん(上皮内がんは除く) と医師により診断確定されたとき	※主契約の責任 開始日からその日を含めて90日以内に所定のがんと診断確定された場合など、所定の事由に該当しない場合があります。
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞の治療を目的として、継続して20日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき	
脳卒中	脳卒中の治療を目的として、継続して20日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき	

⚠ 「特定疾病収入保障特則(2018)」の年金の支払事由と「特定疾病保険料払込免除特約(2018)」の保険料払込免除の免除事由は同一のため、あわせて適用、付加することはできません。 「特定疾病収入保障特則(2018)」を適用した場合、「特定疾病保険料払込免除特約(2018)」を付加した場

合は別途保険料が加算されます。

特則適用時の年金受取イメージ

特定疾病収入保障特則(2018)適用時の年金受取イメージ

[ご契約例] ●契約年齢:30歳 ●男性 ●年金月額:15万円 ●保険期間・保険料払込期間:60歳まで
●年金支払保証期間:2年 ●非喫煙者健康体保険料率 ●特定疾病収入保障特則(2018)適用 ●高度障害収入保障特則適用 ●月払保険料:7,609円

40歳で所定のがんと診断確定されたケース

① 保険期間満了(60歳)時点でご生存の場合(ご契約日から10年1ヵ月目で支払事由該当)

年金受取期間は、保険期間満了までとなります。



② 50歳で亡くなられた場合(ご契約日から10年1ヵ月目で支払事由該当後、20年1ヵ月目で死亡)

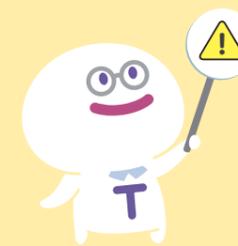
特定疾病収入保障年金が支払われている間に被保険者が死亡された場合には、特定疾病収入保障年金の未支払分の現価を一時金としてお支払いし、ご契約は消滅します(収入保障年金のお支払いはありません)。



所定の事由に該当せずに40歳で亡くなられたケース

40歳で亡くなられた場合(ご契約日から10年1ヵ月目で死亡)

年金受取期間は、保険期間満了までとなります。



- 「高度障害収入保障特則」「障害収入保障特則」適用時の年金受取イメージは、「特定疾病収入保障特則(2018)」適用時と同じです。
- 収入保障年金・高度障害収入保障年金・障害収入保障年金・特定疾病収入保障年金は、重複してはお支払いしません。
- 高度障害収入保障年金・特定疾病収入保障年金の支払事由に複数該当した場合でも、各年金は重複してはお支払いしません。
- 高度障害収入保障年金・障害収入保障年金は、年金支払開始後に障害の状態が改善しても、保険期間満了までお支払いします。

*1 特定疾病収入保障年金支払開始後は保険料のお払込みは不要です。
*2 年金の現価とは将来の年金を支払うために必要なその時点における金額のことをいいます。

年金のお受け取りについて

対象となる年金

収入保障年金／高度障害収入保障年金／障害収入保障年金／
特定疾病収入保障年金

年金のお受け取り方法は状況に応じてご選択いただけます。

[ご契約例] ●契約年齢:30歳 ●男性 ●年金月額:15万円 ●保険期間・保険料払込期間:65歳まで ●年金支払保証期間:2年 ●高度障害収入保障特則適用
被保険者さまが40歳(ご契約から10年1ヵ月目)で支払事由に該当された場合の例です。

1 毎月お受け取りいただく場合

■ご家族の毎月の生活費などにご活用いただけます。

保険期間の満了まで収入保障年金月額を毎月お受け取りいただけます。



毎月15万円×12ヵ月×25年 年金受取総額 **4,500万円**

2 全額を一時金でお受け取りいただく場合

■治療費のお支払いや、借入(ローン)のご返済などにご活用いただけます。

毎月の年金をお受け取りいただくかわりに年金の未支払分の現価を一時金としてお受け取りいただけます。



一時金 **約4,395万円**

3 毎月の年金受け取りと一時金受け取りを組み合わせる場合

■お子さまの高校や大学の入学資金が必要になった場合などにもご活用いただけます。

①年金開始時に年金の一部を一時金として、残りを毎月年金としてお受け取りいただけます。



受取総額 **約4,465万円**

②毎月の年金受け取りの途中、任意のタイミングで残りの年金の未支払分の現価を一時金としてお受け取りいただけます。



受取総額 **約4,470万円**

③年金の一部を一時金として、複数回お受け取りいただけます。



受取総額 **約4,455万円**



収入保障年金・高度障害収入保障年金・障害収入保障年金・特定疾病収入保障年金のお受け取り方法は、毎月お受け取りいただく現価の全部を一時金として支払った場合、ご契約は消滅します。また、年金の未支払分の現価の一部を一時金として支払った場合、

だく方法や全額を一時金としてお受け取りいただく方法、これらを組み合わせる方法をご選択いただけます。年金の未支払分の将来の年金月額を減額します(減額後の年金月額が5万円を下回るときには、お取り扱いできません)。

税務の取り扱いについて

払込保険料

お払込みいただいた保険料は、お払込みいただいた年の一般生命保険料控除の対象となります。

収入保障年金

契約者(保険料負担者)・被保険者と収入保障年金受取人の関係によって、つぎのとおり収入保障年金に対する税金が異なります。

契約例			年金として受け取る場合		一時金として受け取る場合
契約者	被保険者	年金受取人	死亡時	毎年の年金受取時	
契約者と被保険者が同一の場合			相続税 (年金の評価額に 対して課税)	所得税(雑所得) + 住民税	相続税
本人	本人	配偶者			
契約者と年金受取人が同一の場合			—	所得税(雑所得) + 住民税	所得税 (一時所得) + 住民税
本人	配偶者	本人			
契約者・被保険者・年金受取人がそれぞれ別人の場合			贈与税 (年金の評価額に 対して課税)	—	贈与税
本人	配偶者	子			

高度障害収入保障年金・障害収入保障年金・特定疾病収入保障年金

高度障害収入保障年金・障害収入保障年金・特定疾病収入保障年金は、受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族である場合、全額非課税となります。

上記、税務上の取り扱いについては、2019年11月現在のものです。今後、税制の変更等にとまない、記載の内容が変更となることがあります。
また、個別の税務等詳細については所轄の税務署等にご確認ください。

Q&A



万一の場合の保障の保険期間や年金額はどうやって決めれば良いのでしょうか。



- 保険期間は、定年のタイミングやお子さまの独立など、経済的な保障を必要とする期間に応じて設定いただけます。
- 年金額は、生活費や教育費など、必要な費用から遺族年金を引いた額をご準備されると安心です。

<例：会社員世帯でご遺族が妻と子2人の場合>

$$\text{ご遺族の生活に必要な費用 (例) 月額30万円} - \text{遺族年金 月額約15万円} = \text{必要保障額 月額約15万円}$$

<遺族年金の支給額>

会社員・公務員世帯(遺族基礎年金+遺族厚生年金)

(単位:万円)

平均標準報酬月額	妻のみ		妻と子1人		妻と子2人		妻と子3人	
	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
20万円	90.5	7.5	132.5	11.0	154.9	12.9	162.4	13.5
30万円	106.6	8.8	148.5	12.3	171.0	14.2	178.4	14.8
40万円	122.6	10.2	164.5	13.7	187.0	15.5	194.5	16.2
50万円	138.6	11.5	180.6	15.0	203.0	16.9	210.5	17.5

自営業世帯(遺族基礎年金)

(単位:万円)

平均標準報酬月額	妻のみ		妻と子1人		妻と子2人		妻と子3人	
	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
一律	0.0	0.0	100.4	8.3	122.9	10.2	130.3	10.8

- 上記の表は2019年11月時点の公的年金制度に基づいて作成しています。1,000円未満は切り捨てて表示していますので、月額を12倍しても年額と一致しないこともあります。
- 遺族厚生年金の年金額は、2004年の法改正時の年金額計算式を用い、厚生年金の加入期間を25年間(2003年3月以前を100ヵ月、2003年4月以降を200ヵ月の合計300ヵ月)として算出しています。
- 2003年4月以降は総報酬制の適用を受けますが本ケースでは賞与総額が全月収の30%として計算しています。
- 年金額は2019年度価格となります。
- 子は18歳到達年度の末日までの子のほかに、20歳未満で1級・2級の障害状態にある子も含まれます。
- ※上記金額は計算上の概算値であり、家族構成、国民年金や厚生年金への加入状況などの諸条件により年金額は異なります。ご自身の年金額についてや支給条件等の詳細は、所轄の年金事務所等でご確認ください。
- ※2014年4月以降に妻が夫より先に死亡した場合、「子のある夫」も遺族基礎年金が受け取れます。遺族基礎年金を受け取っている間、夫も遺族厚生年金を受け取れます。

特徴と保障内容
適用する保険料
健康増進特約について
障害状態への備え
三大疾病への備え
年金受取イメージ
特別適用時の
年金のお受け取り
について
税務の取り扱い
についてQ&A
月払保険料例
契約概要
注意喚起情報

月払保険料例 男性

●年金月額：15万円 ●年金支払保証期間：2年

非喫煙者健康体保険料率

契約年齢(歳)	基本プラン			障害収入保障特則あり		
	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病収入保障特則(2018)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病収入保障特則(2018)
	なし	あり	あり	なし	あり	あり
20	3,164	3,234	7,176	4,101	4,184	7,655
21	3,067	3,136	7,138	4,047	4,130	7,633
22	2,984	3,052	7,114	4,011	4,094	7,633
23	2,920	2,988	7,106	3,996	4,080	7,651
24	2,872	2,939	7,121	4,000	4,085	7,692
25	2,842	2,910	7,152	4,027	4,112	7,749
26	2,830	2,898	7,211	4,074	4,161	7,825
27	2,832	2,902	7,297	4,115	4,204	7,920
28	2,841	2,912	7,399	4,150	4,240	8,027
29	2,850	2,923	7,510	4,188	4,280	8,149
30	2,853	2,927	7,609	4,231	4,326	8,265
31	2,853	2,929	7,699	4,291	4,389	8,374
32	2,845	2,922	7,776	4,360	4,459	8,470
33	2,832	2,909	7,840	4,429	4,530	8,552
34	2,818	2,896	7,911	4,492	4,596	8,628
35	2,802	2,881	7,990	4,547	4,653	8,707
36	2,794	2,875	8,119	4,604	4,713	8,819
37	2,787	2,870	8,261	4,653	4,764	8,943
38	2,779	2,865	8,408	4,695	4,810	9,073
39	2,769	2,856	8,553	4,736	4,854	9,209
40	2,737	2,825	8,616	4,705	4,825	9,273
41	2,876	2,991	8,737	4,913	5,060	9,407
42	3,008	3,153	8,846	5,126	5,304	9,543
43	3,140	3,315	8,943	5,341	5,551	9,676
44	3,267	3,475	9,023	5,546	5,790	9,795
45	3,393	3,631	9,079	5,738	6,012	9,881
46	3,515	3,784	9,097	5,907	6,213	9,916
47	3,639	3,939	9,079	6,057	6,393	9,888
48	3,724	4,050	9,013	6,150	6,512	9,798
49	3,666	3,992	8,911	6,086	6,447	9,654
50	3,616	3,948	9,208	6,124	6,493	9,917

契約年齢(歳)	基本プラン			障害収入保障特則あり		
	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病収入保障特則(2018)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病収入保障特則(2018)
	なし	あり	あり	なし	あり	あり
20	3,926	4,042	9,327	5,409	5,550	9,988
21	3,840	3,956	9,349	5,388	5,531	10,034
22	3,770	3,886	9,391	5,388	5,533	10,107
23	3,720	3,837	9,444	5,412	5,559	10,194
24	3,688	3,806	9,529	5,457	5,608	10,314
25	3,677	3,797	9,639	5,529	5,683	10,458
26	3,685	3,807	9,774	5,625	5,782	10,620
27	3,709	3,835	9,945	5,715	5,877	10,806
28	3,741	3,871	10,138	5,801	5,968	11,013
29	3,773	3,907	10,343	5,892	6,065	11,237
30	3,800	3,938	10,539	5,991	6,169	11,460
31	3,826	3,968	10,727	6,113	6,298	11,677
32	3,844	3,991	10,908	6,246	6,437	11,887
33	3,857	4,008	11,079	6,383	6,580	12,087
34	3,872	4,026	11,260	6,516	6,719	12,284
35	3,884	4,043	11,453	6,643	6,853	12,486
36	3,909	4,074	11,702	6,778	6,996	12,729
37	3,936	4,107	11,972	6,908	7,134	12,991
38	3,963	4,140	12,250	7,035	7,271	13,262
39	3,989	4,173	12,531	7,164	7,410	13,547
40	3,975	4,162	12,688	7,185	7,437	13,719
41	4,140	4,361	12,952	7,476	7,766	14,012
42	4,298	4,552	13,210	7,776	8,102	14,315
43	4,455	4,746	13,459	8,080	8,446	14,619
44	4,608	4,938	13,696	8,375	8,784	14,914
45	4,758	5,125	13,913	8,657	9,107	15,180
46	4,903	5,308	14,095	8,915	9,406	15,397
47	5,051	5,495	14,244	9,156	9,687	15,553
48	5,164	5,640	14,350	9,345	9,908	15,650
49	5,151	5,631	14,422	9,393	9,960	15,695
50	5,155	5,660	15,206	9,624	10,232	16,459
51	5,130	5,634	15,171	9,658	10,263	16,431
52	5,105	5,607	15,104	9,694	10,300	16,410
53	5,076	5,576	14,989	9,700	10,304	16,373
54	5,041	5,534	14,807	9,629	10,229	16,272
55	4,993	5,477	14,535	9,444	10,032	16,039

●契約日が2018年9月2日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、ネオファースト生命は、今後、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。●保険料は被保険者の契約日における満年齢により決まります。また、保険料率の詳細についてはP.5~P.6をご確認ください。●記載以外の保障内容の保険料については、募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。ご契約のお引き受けの条件および保険料に関する内容等については、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください。

(単位:円)

標準体保険料率

契約年齢(歳)	基本プラン			障害収入保障特則あり		
	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病収入保障特則(2018)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病収入保障特則(2018)
	なし	あり	あり	なし	あり	あり
20	5,086	5,248	11,137	6,851	7,032	11,770
21	4,994	5,159	11,276	6,842	7,030	11,939
22	4,916	5,086	11,445	6,853	7,048	12,141
23	4,854	5,027	11,606	6,885	7,086	12,338
24	4,806	4,983	11,748	6,938	7,145	12,520
25	4,775	4,954	11,869	7,014	7,225	12,669
26	4,761	4,942	11,969	7,109	7,322	12,788
27	4,762	4,945	12,059	7,181	7,396	12,894
28	4,775	4,960	12,143	7,244	7,462	12,996
29	4,799	4,986	12,239	7,307	7,528	13,108
30	4,832	5,022	12,347	7,382	7,606	13,244
31	4,879	5,072	12,485	7,488	7,718	13,407
32	4,928	5,127	12,649	7,607	7,843	13,598
33	4,974	5,178	12,831	7,728	7,971	13,805
34	5,008	5,218	13,038	7,841	8,092	14,020
35	5,026	5,242	13,263	7,940	8,200	14,241
36	5,032	5,256	13,537	8,040	8,310	14,496
37	5,021	5,252	13,817	8,128	8,408	14,747
38	4,991	5,229	14,092	8,207	8,498	14,997
39	4,948	5,193	14,351	8,284	8,585	15,242
40	4,898	5,148	14,586	8,363	8,674	15,475
41	5,003	5,286	14,784	8,610	8,957	15,693
42	5,108	5,427	14,949	8,863	9,249	15,896
43	5,222	5,577	15,072	9,112	9,536	16,071
44	5,345	5,735	15,141	9,341	9,803	16,192
45	5,484	5,908	15,132	9,538	10,033	16,222
46	5,639	6,094	15,022	9,689	10,213	16,129
47	5,803	6,287	14,807	9,799	10,347	15,901
48	5,928	6,433	14,493	9,831	10,394	15,541
49	5,893	6,387	14,096	9,693	10,239	15,083
50	5,909	6,390	13,646	9,745	10,267	14,578

契約年齢(歳)	基本プラン			障害収入保障特則あり		
	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病収入保障特則(2018)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病収入保障特則(2018)
	なし	あり	あり	なし	あり	あり
20	6,434	6,712	14,573	9,084	9,396	15,433
21	6,370	6,656	14,824	9,139	9,464	15,725
22	6,321	6,617	15,111	9,218	9,557	16,055
23	6,291	6,596	15,388	9,321	9,674	16,378
24	6,278	6,591	15,651	9,451	9,816	16,694
25	6,284	6,605	15,903	9,608	9,983	16,983
26	6,309	6,638	16,129	9,788	10,171	17,240
27	6,351	6,688	16,351	9,947	10,338	17,488
28	6,409	6,753	16,577	10,099	10,499	17,743
29	6,480	6,831	16,818	10,256	10,665	18,012
30	6,562	6,922	17,080	10,429	10,850	18,315
31	6,663	7,035	17,379	10,644	11,079	18,651
32	6,769	7,155	17,713	10,878	11,329	19,027
33	6,873	7,273	18,075	11,118	11,587	19,429
34	6,966	7,382	18,471	11,355	11,843	19,846
35	7,044	7,477	18,889	11,582	12,091	20,273
36	7,116	7,568	19,366	11,820	12,354	20,744
37	7,170	7,642	19,859	12,053	12,612	21,221
38	7,208	7,700	20,352	12,282	12,868	21,701
39	7,236	7,747	20,835	12,516	13,129	22,186
40	7,258	7,788	21,300	12,760	13,400	22,668
41	7,427	8,008	21,732	13,168	13,864	23,141
42	7,600	8,230	22,135	13,589	14,341	23,606
43	7,785	8,466	22,499	14,012	14,820	24,047
44	7,981	8,714	22,812	14,418	15,283	24,439
45	8,196	8,979	23,045	14,794	15,711	24,737
46	8,429	9,258	23,176	15,124	16,086	24,908
47	8,675	9,548	23,198	15,417	16,416	24,935
48	8,886	9,791	23,120	15,638	16,660	24,829
49	8,953	9,854	22,960	15,709	16,717	24,622
50	9,109	10,008	22,749	16,124	17,107	24,372
51	9,079	9,962	22,448	16,158	17,114	24,068
52	9,007	9,874	22,107	16,191	17,123	23,780
53	8,892	9,738	21,719	16,166	17,075	23,482
54	8,729	9,549	21,258	16,007	16,891	23,107
55	8,515	9,303	20,704	15,651	16,504	22,566

特徴と保障内容
適用する保険料率
健康体割引特約について
障害状態への備え
三大疾病への備え
年金受取イメージ
特別適用時の
年金のお受け取り
について
税務の取り扱い
についてQ&A
月払保険料例
契約概要
注意喚起情報

月払保険料例 **女性**

●年金月額：15万円 ●年金支払保証期間：2年

非喫煙者健康体保険料率

契約年齢(歳)	基本プラン			障害収入保障特則あり		
	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病収入保障特則(2018)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病収入保障特則(2018)
	なし	あり	あり	なし	あり	あり
20	1,868	1,941	8,736	2,916	3,030	8,999
21	1,866	1,942	9,000	2,920	3,038	9,222
22	1,869	1,947	9,266	2,925	3,046	9,446
23	1,876	1,958	9,536	2,930	3,055	9,675
24	1,890	1,974	9,822	2,943	3,072	9,917
25	1,909	1,997	10,118	2,962	3,096	10,182
26	1,935	2,026	10,431	2,992	3,131	10,472
27	1,966	2,062	10,758	3,030	3,175	10,787
28	2,000	2,100	11,084	3,077	3,228	11,110
29	2,032	2,136	11,396	3,128	3,285	11,428
30	2,061	2,169	11,682	3,183	3,347	11,727
31	2,090	2,202	11,944	3,247	3,418	12,003
32	2,114	2,230	12,170	3,315	3,491	12,245
33	2,135	2,254	12,361	3,384	3,566	12,448
34	2,157	2,278	12,525	3,450	3,637	12,622
35	2,179	2,302	12,663	3,509	3,700	12,767
36	2,206	2,332	12,809	3,565	3,761	12,922
37	2,232	2,361	12,926	3,612	3,812	13,046
38	2,258	2,389	13,012	3,654	3,857	13,137
39	2,280	2,412	13,065	3,691	3,897	13,198
40	2,279	2,411	13,080	3,649	3,854	13,227
41	お取り扱いしていません。 (年金支払保証期間5年の場合は、お取り扱いしております。)					
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						

契約年齢(歳)	基本プラン			障害収入保障特則あり		
	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病収入保障特則(2018)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病収入保障特則(2018)
	なし	あり	あり	なし	あり	あり
20	2,436	2,560	11,210	3,866	4,056	11,493
21	2,449	2,578	11,561	3,897	4,095	11,800
22	2,467	2,602	11,918	3,930	4,135	12,112
23	2,492	2,632	12,274	3,965	4,177	12,424
24	2,523	2,670	12,654	4,008	4,229	12,756
25	2,562	2,714	13,051	4,060	4,290	13,120
26	2,607	2,767	13,462	4,125	4,364	13,506
27	2,659	2,827	13,891	4,199	4,449	13,922
28	2,714	2,890	14,325	4,284	4,546	14,353
29	2,769	2,952	14,745	4,375	4,649	14,779
30	2,820	3,011	15,138	4,472	4,757	15,187
31	2,874	3,073	15,506	4,581	4,880	15,570
32	2,923	3,129	15,838	4,696	5,006	15,919
33	2,970	3,183	16,135	4,814	5,136	16,229
34	3,018	3,237	16,403	4,931	5,263	16,508
35	3,067	3,292	16,641	5,042	5,384	16,753
36	3,124	3,356	16,886	5,154	5,506	17,009
37	3,181	3,420	17,104	5,258	5,621	17,234
38	3,240	3,483	17,284	5,359	5,730	17,420
39	3,294	3,543	17,429	5,457	5,836	17,575
40	3,309	3,559	17,518	5,442	5,823	17,679
41	3,497	3,784	17,582	5,697	6,116	17,759
42	3,681	4,002	17,597	5,959	6,413	17,793
43	3,862	4,218	17,546	6,223	6,714	17,763
44	4,035	4,426	17,417	6,474	6,999	17,656
45	4,202	4,626	17,195	6,706	7,263	17,451
46	お取り扱いしていません。 (年金支払保証期間5年の場合は、お取り扱いしております。)					
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						

●契約日が2018年9月2日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、ネオファースト生命は、今後、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。●保険料は被保険者の契約日における満年齢により決まります。また、保険料率の詳細についてはP.5~P.6をご確認ください。●記載以外の保障内容の保険料については、募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。ご契約のお引き受けの条件および保険料に関する内容等については、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください。

(単位:円)

標準体保険料率

契約年齢(歳)	基本プラン			障害収入保障特則あり		
	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病収入保障特則(2018)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病収入保障特則(2018)
	なし	あり	あり	なし	あり	あり
20	3,805	3,981	12,123	4,281	4,502	12,397
21	3,773	3,953	12,345	4,271	4,496	12,584
22	3,750	3,933	12,542	4,271	4,499	12,739
23	3,740	3,926	12,718	4,285	4,516	12,873
24	3,743	3,932	12,882	4,311	4,545	12,997
25	3,759	3,951	13,039	4,349	4,587	13,122
26	3,787	3,982	13,193	4,404	4,645	13,258
27	3,824	4,023	13,347	4,472	4,718	13,404
28	3,863	4,065	13,499	4,544	4,795	13,554
29	3,898	4,104	13,663	4,615	4,871	13,722
30	3,923	4,133	13,844	4,678	4,939	13,902
31	3,941	4,156	14,058	4,739	5,007	14,109
32	3,945	4,166	14,298	4,789	5,066	14,369
33	3,939	4,165	14,550	4,833	5,118	14,645
34	3,922	4,153	14,800	4,870	5,162	14,885
35	3,897	4,132	15,025	4,904	5,203	15,129
36	3,874	4,113	15,238	4,947	5,254	15,368
37	3,847	4,087	15,384	4,991	5,305	15,536
38	3,814	4,056	15,447	5,039	5,356	15,612
39	3,779	4,018	15,414	5,090	5,409	15,598
40	3,780	4,018	15,283	5,184	5,503	15,487
41	お取り扱いしていません。 (年金支払保証期間5年の場合は、お取り扱いしております。)					
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						

契約年齢(歳)	基本プラン			障害収入保障特則あり		
	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病収入保障特則(2018)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)	特定疾病収入保障特則(2018)
	なし	あり	あり	なし	あり	あり
20	4,746	5,020	15,225	5,616	5,969	15,521
21	4,733	5,016	15,544	5,642	6,004	15,802
22	4,732	5,021	15,839	5,680	6,051	16,051
23	4,744	5,040	16,107	5,735	6,113	16,274
24	4,771	5,073	16,369	5,804	6,190	16,493
25	4,813	5,122	16,630	5,888	6,282	16,720
26	4,867	5,184	16,885	5,990	6,393	16,955
27	4,933	5,258	17,144	6,110	6,522	17,205
28	5,001	5,333	17,407	6,235	6,657	17,467
29	5,066	5,407	17,684	6,360	6,794	17,747
30	5,119	5,469	17,982	6,479	6,924	18,045
31	5,169	5,529	18,317	6,600	7,059	18,373
32	5,205	5,577	18,685	6,712	7,189	18,762
33	5,230	5,613	19,067	6,820	7,314	19,171
34	5,245	5,639	19,449	6,922	7,433	19,543
35	5,252	5,657	19,802	7,024	7,552	19,915
36	5,265	5,680	20,143	7,142	7,687	20,284
37	5,273	5,697	20,411	7,265	7,825	20,577
38	5,278	5,707	20,588	7,394	7,966	20,769
39	5,281	5,712	20,662	7,531	8,110	20,863
40	5,350	5,785	20,629	7,732	8,317	20,853
41	5,496	5,963	20,489	8,035	8,653	20,737
42	5,645	6,138	20,253	8,346	8,991	20,524
43	5,807	6,327	19,935	8,656	9,325	20,220
44	5,989	6,537	19,560	8,948	9,640	19,857
45	6,196	6,769	19,148	9,209	9,920	19,451
46	お取り扱いしていません。 (年金支払保証期間5年の場合は、お取り扱いしております。)					
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						

特徴と保障内容
適用する保険料率
健康体割引について
障害状態への備え
三大疾病への備え
特別適用時の年金受取イメージ
年金のお受け取り
税金の取り扱い
月払保険料例
契約概要
注意喚起情報

2 年金のお支払い

被保険者が保険期間中に死亡されたときに、保険期間満了まで収入保障年金を毎月お支払いします。また、高度障害収入保障特則等の特則を適用したご契約において、所定の事由に該当した場合には、保険期間満了まで年金を毎月お支払いし、以後の保険料のお払い込みは不要となります。年金の支払総額は、支払事由に該当した時期等によって異なり、保険期間の経過とともに少なくなります。

主契約・特約・特則等の概要

本商品で支払われる年金等は以下のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。なお、特約・特則については、ご契約に付加または適用する場合のみお支払い等の対象となります。

主契約・特約・特則	年金等の種類	年金等をお支払いする場合	支払額等	受取人
主契約 無解約返戻金型 収入保障保険	収入保障 年金	死亡したとき	年金月額 ● 契約者が指定された年金月額を保険期間満了まで毎月お支払いします。 ● 年金のお支払いには、年金のお支払いを保証する期間(年金支払保証期間)があります。年金支払保証期間はご契約時に2年または5年のいずれかをお選びいただけます。	収入保障年金 受取人
高度障害収入保障 特則 ^(※1)	高度障害 収入保障 年金	所定の高度障害状態に該当したとき		被保険者
障害収入保障 特則 ^(※1)	障害 収入保障 年金	身体障害者福祉法に基づく障害の級別が1級から3級までの障害に該当し、身体障害者手帳の交付があったとき		
特定疾病収入保障 特則(2018) ^(※2)	特定疾病 収入保障 年金	所定のがん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の事由 ^(※3) に該当したとき		
特定疾病 保険料払込免除 特約(2018) ^(※2)	所定のがん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の事由 ^(※4) に該当したとき、以後の保険料のお払い込みを免除します。			
健康体 割引特約	被保険者の体格(BMI)、血圧値および血液中のGOT値が所定の基準に適合する場合、被保険者の喫煙状況に応じて、主契約および所定の特約に非喫煙者健康体保険料率または喫煙者健康体保険料率が適用され、ご契約の保険料はこの特約を付加しない場合よりも安くなります。(詳しくはP.27をご確認ください。)			
リビング・ニーズ 特約(2018)	リビング・ ニーズ 保険金	被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき	リビング・ニーズ保険金の受取人が指定した金額 ^(※5) から、リビング・ニーズ保険金の請求日から6ヵ月間のその金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差し引いた金額をお支払いします。	被保険者

(※1) 高度障害収入保障特則と障害収入保障特則をあわせて適用することはできません。なお、所定の高度障害状態は公的な身体障害者認定基準等とは要件が異なります。

(※2) 特定疾病収入保障特則(2018)と特定疾病保険料払込免除特約(2018)をあわせて適用・付加することはできません。

(※3) 「特定疾病収入保障年金」の支払事由について

特定疾病	所定の事由
がん	責任開始期以後、初めて(責任開始期前の期間を通じて初めて)所定のがん(約款に定める悪性新生物)と医師により診断確定されたとき
対象外	① 上皮内がん等(非浸潤がん・大腸の粘膜内がんを含みます) ② 責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定されたがん
急性心筋梗塞	責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ① 急性心筋梗塞を発病し、その治療を目的として、継続して20日以上入院をしたとき ② 急性心筋梗塞を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき
脳卒中	責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ① 脳卒中を発病し、その治療を目的として、継続して20日以上入院をしたとき ② 脳卒中を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき

(※4) 「特定疾病保険料払込免除特約(2018)」の保険料払込の免除事由について

特定疾病	保険料払込の免除事由
がん	責任開始期以後、初めて(責任開始期前の期間を通じて初めて)所定のがん(約款に定める悪性新生物)と医師により診断確定されたとき
対象外	① 上皮内がん等(非浸潤がん・大腸の粘膜内がんを含みます) ② 責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定されたがん
急性心筋梗塞	責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ① 急性心筋梗塞を発病し、その治療を目的として、継続して20日以上入院をしたとき ② 急性心筋梗塞を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき
脳卒中	責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ① 脳卒中を発病し、その治療を目的として、継続して20日以上入院をしたとき ② 脳卒中を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき

※特約の型はI型となります。

(※5) リビング・ニーズ保険金の請求日からその日を含めて6ヵ月後の月単位の応当日における収入保障年金の現価相当額の範囲内(注)で、ご請求時に指定いただけます。
(注) 被保険者お一人につき、他のご契約と通算して3,000万円が上限となります。

保障内容に関する注意事項

年金をお支払いできない場合等の概要は「注意喚起情報」を、詳しくは「ご契約のしおり・約款」(年金のお支払いなどについて)をご確認ください。

◆「収入保障年金」について

✕ お支払いできない場合があります	●責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、保険契約者または収入保障年金受取人の故意等により支払事由に該当した場合、収入保障年金はお支払いしません。
-------------------	--

◆「高度障害収入保障年金」について

✕ お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> ●お支払いの対象となる「高度障害状態」とは、両眼失明や両上肢の運動機能喪失等ネオファースト生命所定の状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。回復の見込みがある場合は、お支払いの対象になりません。 ●高度障害収入保障年金の支払事由に複数該当した場合でも、高度障害収入保障年金は重複してはお支払いしません。 ●保険契約者または被保険者の故意等により支払事由に該当した場合、高度障害収入保障年金はお支払いしません。
-------------------	---

◆「障害収入保障年金」について

✕ お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者福祉法に基づき定められた身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の1級から3級までである身体障害者手帳の交付があったときにお支払いの対象になるため、その表に定める1級から3級までの障害に該当したのみでは、お支払いの対象になりません。 ●精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付や、国民年金法等に基づき定められた障害年金の受給要件への適合のみでは、お支払いの対象になりません。 ●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失等により支払事由に該当した場合、障害収入保障年金はお支払いしません。
-------------------	--

◆「特定疾病収入保障年金」について

✕ お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> ●上皮内がん等(非浸潤がん・大腸の粘膜内がんを含みます)はお支払いの対象となりません。 ●責任開始日からその日を含めて90日以内にがん(悪性新生物)と診断確定された場合、特定疾病収入保障年金はお支払いしません。この場合、90日経過後に新たにがんと診断確定された場合でも、責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるときは、特定疾病収入保障年金はお支払いしません。 ●受けた手術が、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為でない場合、お支払いの対象になりません。 ●特定疾病収入保障年金の支払事由に複数該当した場合でも、特定疾病収入保障年金は重複してはお支払いしません。
-------------------	--

◆「特定疾病保険料払込免除特約(2018)」について

✕ 保険料のお払い込みを免除できない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> ●上皮内がん等(非浸潤がん・大腸の粘膜内がんを含みます)は保険料払込の免除の対象になりません。 ●責任開始日からその日を含めて90日以内にがん(悪性新生物)と診断確定された場合、保険料のお払い込みは免除しません。この場合、90日経過後にがんと診断確定された場合でも、責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるときは、保険料のお払い込みは免除しません。 ●受けた手術が、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為でない場合、保険料払込の免除の対象になりません。
---------------------------	--

◆「リビング・ニーズ特約(2018)」について

✕ お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> ●医師により被保険者の余命が6ヵ月以内と診断された場合でも、ネオファースト生命において、被保険者の余命が6ヵ月以内と判断できないときは、リビング・ニーズ保険金をお支払いしません(「余命6ヵ月以内」の判断は、医師に記入いただいた診断書や請求書類等の内容、ネオファースト生命が確認を行った結果に基づいて、ネオファースト生命が行います)。 ●リビング・ニーズ保険金の請求日が主契約の保険期間の満了日の直前1年以内となる場合、リビング・ニーズ保険金はお支払いしません。 ●リビング・ニーズ保険金をお支払いする前に年金の請求を受け、年金が支払われる場合、リビング・ニーズ保険金はお支払いしません。 ●年金をお支払いした後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けた場合、リビング・ニーズ保険金はお支払いしません。
-------------------	---

指定代理請求制度

被保険者ご本人が疾病により年金等の請求の意思表示ができない等、被保険者が年金等を請求できない特別な事情がある場合は、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人よりご請求いただくことができます。

3 ご契約の引受条件

ご契約にあたっては以下の条件があります。

契約年齢	20歳～70歳(満年齢)
保険期間	40歳満期～80歳満期 ※保険期間は10年以上が必要です。
保険料払込期間	保険期間と同一 ※保険料払込期間は10年以上が必要です。
年金月額	5万円以上(1万円単位)
年金支払保証期間	2年・5年

※お申し込みの際は、適用される保険料率にかかわらず、所定の検査項目を満たす健康診断書等(人間ドックの結果通知書等を含みます)をご提出いただきます。医師による診査での取り扱いはありません。

※特約の中途付加、特約の中途適用や特約をご契約後に適用しないこととする取扱いはありません。

◆ご契約にあたっての取扱制限について

男性	契約年齢20歳～24歳の場合:60歳満期より短期となる保険期間のお取り扱いはありません。契約年齢25歳～29歳の場合:50歳満期より短期となる保険期間のお取り扱いはありません。
女性	年金支払保証期間が2年の場合:20年より短期となる保険期間のお取り扱いはありません。

4 保険料のお払い込み

保険料の払込方法(回数・経路)は以下からお選びいただけます。

保険料払込方法(回数)	月払、年払 ※半年払、保険料の前納の取り扱いはありません。
保険料払込方法(経路)	第1回保険料: ネオファースト生命指定の口座へのお払い込み、指定口座からの自動振替によるお払い込み、またはクレジットカードによるお払い込み 第2回以後の保険料: 指定口座からの自動振替によるお払い込み、またはクレジットカードによるお払い込み
保険料について	保険料は、保険契約の内容・性別・生年月日・契約年齢・契約日(=計算基準日)・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)により定まります。なお、契約日が変わったことにより契約年齢が変わる場合などには保険料が異なることがありますのであらかじめご了承ください。(誕生日前のお申し込みで、引受査定結果の確定後に保険料をお振り込みいただく場合などはご注意ください。)
最低保険料について	保険料は年払、クレジットカードによるお払い込みの場合、制限はありません。保険料の払込方法、払込経路が月払かつ指定口座からの自動振替によるお払い込みの場合、主契約・特約を合わせて2,500円以上となります。ただし、下記①②を共に満たす場合は1,500円以上となります。 <ul style="list-style-type: none"> ①年金月額10万円以上 ②保険期間が60歳満期以上

◆保険料払込免除について

特定疾病保険料払込免除特約(2018)を付加し、特定疾病で所定の事由に該当した場合、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含みます)のお払い込みを免除します。なお、この特約を付加した場合、主契約の保険料は付加しない場合の保険料に比べて高くなります。

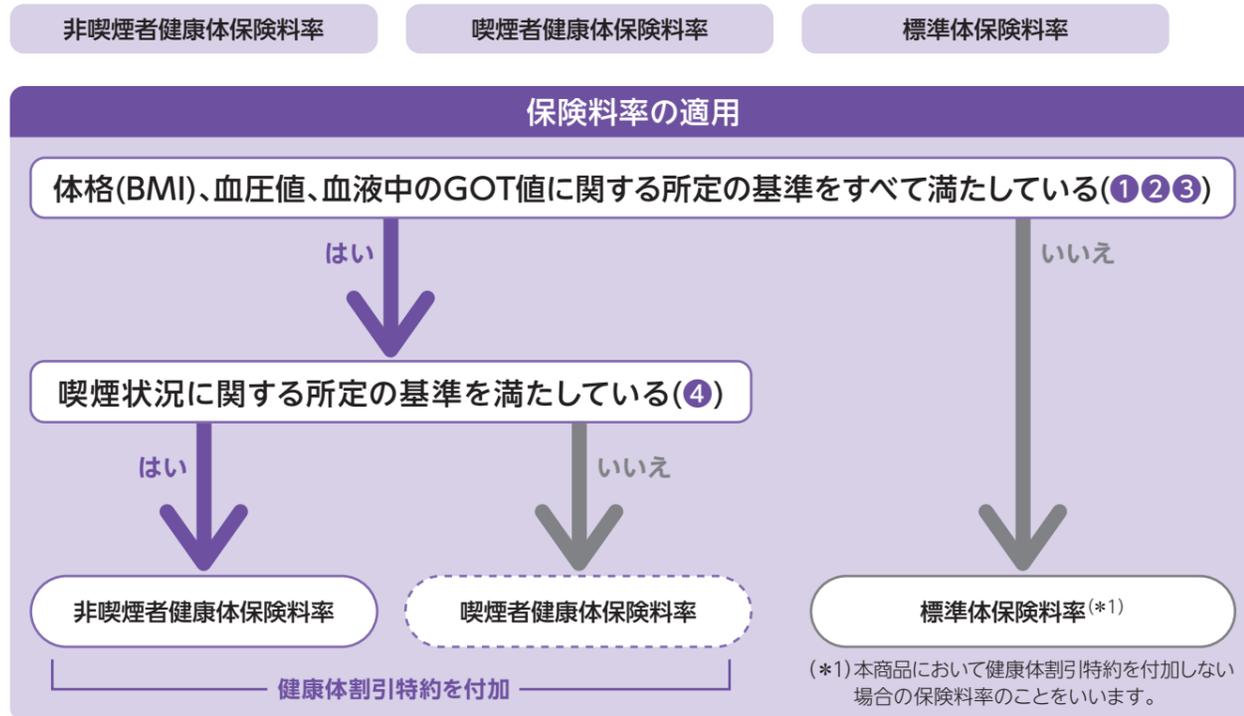
保険料払込の免除事由について、詳しくは P.24 をご確認ください。

※保険料払込免除後のご契約は、保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

※保険料のお払い込みが免除された場合、以後の年金月額の減額等所定のご契約内容変更については取り扱いません。

5 適用する保険料率(健康体割引特約)について

- 本商品の保険料は、被保険者の喫煙状況、体格(BMI)、血圧値および血液中のGOT値に応じて、つぎのいずれかの保険料率を適用して計算します。



- ① 健康体割引特約における「健康体」とは、本商品におけるネオファースト生命の呼称であり、「健康体」の基準に該当しない方が健康ではないということではありません。
- ② お申し込みの際は、適用される保険料率に関わらず、健康診断書等のご提出が必要です。

- 保険料率の適用基準はつぎのとおりです。

項目	基準
① 体格(BMI)	BMI(ボディ・マス・インデックス)(*2)の値が18以上27未満であること
② 血圧値	最高血圧値が140mmHg未満(ご契約時の年齢が50歳以上の場合は150mmHg未満)かつ最低血圧値が90mmHg未満(ご契約時の年齢が50歳以上の場合は100mmHg未満)であること
③ 血液中のGOT値 (ご契約時の年齢が40歳以上の場合のみ)	GOT値が30U/L以下であること
④ 喫煙状況	過去1年以内に喫煙(*3)していないこと

- (*2) BMI=体重(kg)÷{身長(m)}²
 - ・体重(kg)は小数点第1位以下を切り捨て
 - ・身長(m)は小数点第3位以下を切り捨て
 - ・算出されたBMIは小数点第2位以下を切り上げ

- (*3) 喫煙には、紙巻タバコ、葉巻、パイプの他、噛みタバコ、嗅ぎタバコ、電子タバコ等を含みます。また、告知に加えて、ネオファースト生命所定の検査で喫煙状況を確認させていただきます。受動喫煙(副流煙)等の影響で、喫煙反応があった場合には、「非喫煙者」基準に該当しませんのでご注意ください。

6 解約返戻金

解約返戻金はありません。

7 契約者配当金

契約者配当金はありません。

8 その他留意事項

- ◆ 契約者貸付、保険料の自動貸付、保険契約の復活の取り扱いはありません。
- ◆ 預金等との違いについて
本商品は、ネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金等とは異なります。
- ◆ 年金のお支払い等ができない場合
「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消しの場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、年金のお支払い等ができない場合があります。
- ◆ 相談・照会・苦情の窓口について
「注意喚起情報」の 11 相談・照会・苦情の窓口 P.35 をご確認ください。
- ◆ 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」について
本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
詳しくは、「注意喚起情報」の 11 相談・照会・苦情の窓口 指定紛争解決機関について P.35 をご確認ください。

9 費用について

保険料の一部は年金のお支払い等、また他の一部は生命保険商品の運営に必要な経費(販売、証券作成、維持管理の経費等)にあてられます。これらの経費は保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によって異なるため、一律の算定方法を記載することはできません。

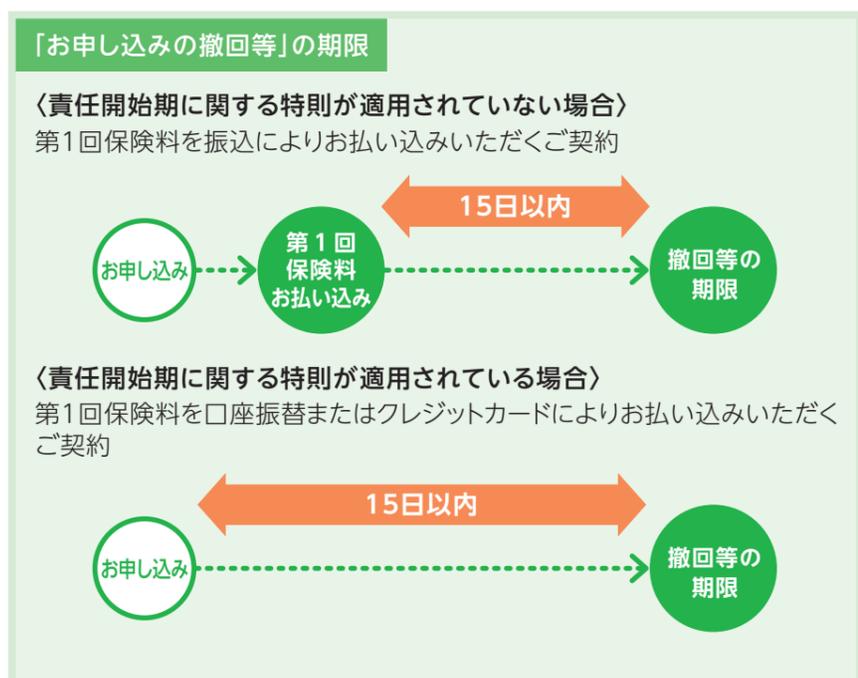


重要事項説明書 (注意喚起情報)

- お申し込みの際、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「契約概要」「ご契約のしおり・約款」に記載していますので必ずご確認ください。

1 クーリング・オフ(ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除)

- お申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます)は、**ご契約の申込日(*)**または**第1回保険料をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日**(「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約(第1回保険料を口座振替またはクレジットカードによりお払い込みいただくご契約)の場合は、ご契約の申込日)から、**その日を含めて15日以内**であれば、書面または電磁的記録によるお申し出により、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。ネオファースト生命では、電磁的記録でのお申し出の主たる窓口をネオファースト生命Webサイトとしています。



(*)生命保険契約申込書を記入いただいた日(電磁的方法によるときはお申し込み内容の最終確認をいただいた日)をいいます。

◆「お申し込みの撤回等」について

書面によるお申し込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により上記期間内にネオファースト生命(裏表紙記載の住所)あて発信してください。書面に記載いただく内容については「ご契約のしおり・約款」(クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除)について)をご確認ください。また、ネオファースト生命Webサイト経由によるお申し込みの撤回等は、受付完了時に効力を生じます。

◆「お申し込みの撤回等」ができない場合

債務履行の担保のための保険契約である等、お申し込みの撤回等を行うことができない場合があります。

2 健康状態等の告知

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件で契約されると、保険料負担の公平性を保つことができません。従って、ご契約のお申し込みの際、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、職業等についての質問事項に対して、事実をありのまま正確にもれなく告知していただく義務(告知義務)があります。
- ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことごとについておたずねします。**健康状態等、告知書等でお尋ねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。**
- 生命保険募集人(募集代理店を含みます)に口頭でお話しいただいても、告知したことにはなりません。また、生命保険募集人(募集代理店を含みます)は告知の可否は判断できません。告知に関するご質問は、ネオファースト生命にご確認いただく必要があります。
- ネオファースト生命の確認担当社員またはネオファースト生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申し込み後または年金のご請求の際、ご契約のお申し込み内容またはご請求内容等について確認させていただきます。

◆傷病歴等がある場合

傷病歴等を告知された場合には、追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。ご契約をお断りすることもあります。条件を付けてお引き受けすることや、条件を付けずにお引き受けすることもあります。

! 告知内容が事実と相違する場合

- 告知書等の質問事項について、以下の項目に該当する場合には**告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります。**
 - ・故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
 - ・責任開始日から2年を経過していても、年金の支払事由や保険料払込の免除事由が2年以内に発生していた場合
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ年金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料払込の免除事由が発生していても、保険料のお払い込みを免除することはできません。
- ご契約または特約が解除される場合で、既に年金をお支払いしている場合には、その金額をネオファースト生命にお返しいただけます。また、既に保険料のお払い込みを免除している場合には、その免除はなかったものとして取り扱います。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、年金のお支払いや保険料払込の免除ができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しとなる場合があります。また、既にお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

◆現在のご契約の見直しを行う場合

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約をご検討の方は以下の事項にご留意ください。

- 一般の契約と同様に告知義務があります。現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合は、新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約をお引き受けできなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消しとなることもあります。**

3 責任開始期（保障の開始時期）

ご契約のお引き受けをネオファースト生命が承諾した場合には、以下の時から保障が開始されます。

◆「責任開始期に関する特則」が適用されないご契約 (第1回保険料を振込によりお払い込みいただくご契約)

- 第1回保険料をネオファースト生命が受け取った時または告知が行われた時のいずれか遅い時



◆「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約 (第1回保険料を口座振替またはクレジットカードによりお払い込みいただくご契約)

- ご契約のお申し込みをネオファースト生命が受けた時または告知が行われた時のいずれか遅い時

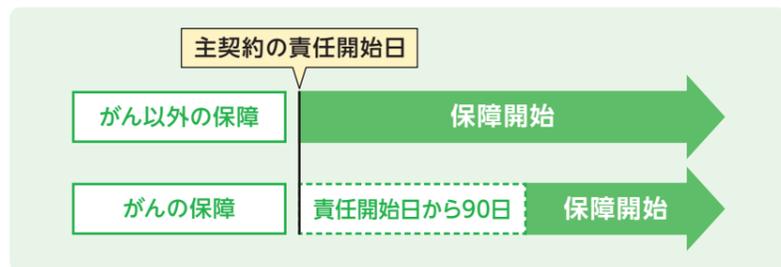


※ご契約のお申し込みをネオファースト生命が受けた時とは、生命保険募集人が生命保険契約申込書を受領した時(電磁的方法による場合は申込手続きが終了した時)をいいます。
 ※生命保険募集人は、お客さまとネオファースト生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。

⚠ 「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約のお払い込み

- 「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約については、以下のとおり取り扱います。
- 第1回保険料は、責任開始日の属する月の翌月末日までにお払い込みください。
 - ①のお払い込みにあたっては、①の払込期間の満了日の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間がありますが、その猶予期間内にもお払い込みがない場合は、ご契約は無効となります。

がんの保障(「特定疾病収入保障特則(2018)のがん」,「特定疾病保険料払込免除特約(2018)のがん」の保障)については、主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定されても、保障の対象になりません。



4 年金のお支払い等ができない場合

以下のような場合等、年金のお支払い等ができない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

◆責任開始期前の発病等

責任開始期前に発生していた疾病や傷害を原因とする場合(死亡により収入保障年金の支払事由に該当する場合を除きます。)

◆告知義務違反による解除

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合

◆重大事由による解除

年金を詐取する目的で事故を起こしたとき、他の保険契約(他の生命保険会社の保険契約を含む)との重複により年金額等の合計額が著しく過大となるとき、保険契約者、被保険者または年金の受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除された場合

◆ご契約の失効

保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効した場合

◆詐欺による取消し・不法取得目的による無効

保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や、年金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

◆年金等の免責事由に該当した場合

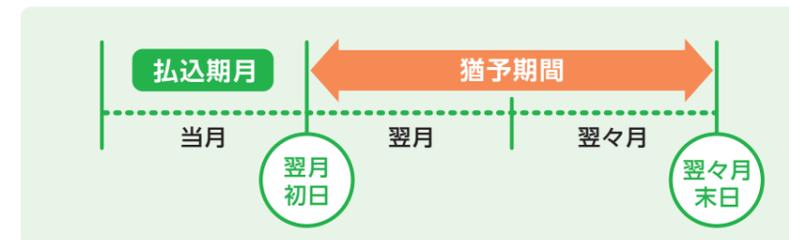
責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺、保険契約者または収入保障年金受取人の故意等

5 払込猶予期間・失効

- 保険料は払込期月(保険料をお払い込みいただく月)内にお払い込みください。払込期月内にお払い込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 第2回以後の保険料のお払い込みには以下のとおり猶予期間があります。猶予期間中にもお払い込みがない場合、ご契約は効力を失います。なお、本商品には、失効したご契約の復活の取り扱い、保険料の自動貸付の取り扱いはありません。

猶予期間
払込期月の翌月初日から翌々月末日まで

※払込期月とは、契約応当日の属する月の初日から末日まで(契約日に関する特則が適用されているご契約の第2回保険料については契約応当日の属する月の初日から翌月末日まで)のことをいいます。



特徴と保障内容
 (健康診断特約について)
 適用する保険料
 障害状態への備え
 三大疾病への備え
 三大疾病への備え
 年金受取イメージ
 特別適用時の
 年金のお受け取り
 についてQ&A
 税務の取り扱い
 月払保険料例
 契約概要
 注意喚起情報

6 解約返戻金

解約返戻金はありません。

7 現在のご契約の見直し

現在のご契約を解約または減額し、新たにご契約へのお申し込みをご検討されている方は、特に以下の点にご注意ください。

- 解約・減額の際に払い戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額(減額の場合は減額部分に対応する保険料)よりも少なくなるか、もしくは**解約返戻金がない場合があります。**
- 新たにご契約は、**被保険者の健康状態によっては、ご契約をお断りする場合があります。**
- 新たにご契約の保険料は、新たにご契約時点での被保険者の年齢で計算されます。また、保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在のご契約と新たにご契約で異なることがあります。例えば、予定利率が引き下げられることによって主契約等の**保険料が引き上げられる場合があります。**
- 新たにご契約は告知義務違反による解除、責任開始日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病など、年金をお支払いできない場合があります。

8 生命保険と税金について

税務の取扱い等については、2021年12月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。個人に関する税務の取扱いの代表例については以下のとおりです。具体的なケースにおける詳細や法人にかかる税務の取扱い等については、所轄の税務署等にご確認ください。

※法令等の改正により取扱内容が変更される場合があります。

◆生命保険料控除

生命保険料控除枠には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。控除される金額は、所得税についてそれぞれの控除枠で最高40,000円(合計で最高120,000円)、住民税についてそれぞれの控除枠で最高28,000円(合計で最高70,000円)となります。本商品についてお払い込みいただいた保険料は「一般生命保険料控除」の適用を受けることができます。
※「個人年金保険料控除」の対象とはなりません。

◆収入保障年金の課税の種類

保険契約者(保険料負担者)、被保険者および収入保障年金受取人の関係によって、つぎのとおり収入保障年金に対する税金が異なりますのでご注意ください。

契約例			年金として受け取る場合		一時金として受け取る場合
保険契約者	被保険者	年金受取人	死亡時	毎年の年金受取時	
本人	本人	配偶者	相続税 (年金の評価額に対して課税)	所得税(雑所得) 住民税	相続税
本人	配偶者	本人	—		所得税(一時所得) 住民税
本人	配偶者	子	贈与税 (年金の評価額に対して課税)		贈与税

◆高度障害収入保障年金等の税法上の取り扱い

高度障害収入保障年金、障害収入保障年金、特定疾病収入保障年金は、受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族である場合、全額非課税となります。

9 年金の支払事由等が生じた場合

- お客さまからのご請求に応じて年金のお支払い等を行う必要がありますので、年金の支払事由等が生じた場合だけでなく、**お支払い等の可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合についても、すみやかにネオファースト生命コンタクトセンターにご連絡ください。**

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

☎ 0120-226-201 受付時間 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

Webサイト <https://neofirst.co.jp>



- 支払事由、ご請求手続き、年金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますので併せてご確認ください。
- ネオファースト生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、保険契約者のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- 被保険者ご本人が疾病により年金等の請求の意思表示ができない等、被保険者が年金等をご請求できない特別な事情がある場合、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由等および代理請求できる旨、お伝えください。

10 保険会社が破たんした場合等

- ネオファースト生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破たんに陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した年金額の削減等、契約条件を変更することがあります。
- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した年金額が削減されることがあります。

▶生命保険契約者保護機構

 **03-3286-2820**  **受付時間** [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※ 祝日・年末年始を除く

 **Webサイト** <https://www.seihohogo.jp/>

11 相談・照会・苦情の窓口

- 生命保険のお手続き（ご契約内容の変更等）やご契約に関する苦情・相談につきましては、ネオファースト生命コンタクトセンターへご連絡ください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

 **0120-312-201**  **受付時間** 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除く）
※ 詳細は当社Webサイトをご確認ください。

 **Webサイト** <https://neofirst.co.jp>



指定紛争解決機関について

- 本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- 生命保険相談所および全国各地の連絡所については、上記のネオファースト生命コンタクトセンターにてご案内いたします。

▶一般社団法人 生命保険協会

 **Webサイト** <https://www.seiho.or.jp/>

ご契約後のサービス

【サービス例】

24時間電話健康相談サービス
提供:ティーベック(株)

ご利用対象:
ご契約者さまおよび被保険者さまとそのご家族の方
*ご家族の方は、同居の親族と別居の1親等とさせていただきます。

経験豊かな医師や保健師、看護師などの相談スタッフが24時間365日・年中無休で電話による健康相談・医療相談、医療機関や専門医の情報提供や、介護・育児に関するご相談、メンタルヘルスに関するご相談などにきめ細かくアドバイスします。

たとえばこんなときに

赤ちゃんが夜中に熱を出した。どうしよう…。

ストレスがたまって、まいってしまって…。

家族の介護について聞きたい。

夜中にやっている救急病院を教えてください。

※回答が自動で返ってくる「チャットボット健康相談」もご利用いただけます！
※画像はイメージです。

セカンドオピニオンサービス
提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

- 面談・電話によるセカンドオピニオンや、セカンドオピニオンが可能な医療機関の情報を提供します。
- 面談の結果、より高度な専門性が必要と総合相談医が判断した場合は、優秀専門臨床医をご紹介します。その際、紹介状(診療情報提供書)も無料で発行します。

受診手配・紹介サービス
提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

主治医のもとでは対応できない治療法や手術方法が必要と主治医が判断した場合などに、各専門分野の医師が在籍し治療可能な医療機関での受診の手配・紹介をします。
※原則、がん(悪性新生物)・脳血管疾患・心疾患が対象となります。

【サービス利用事例の紹介】

サービスをご利用いただいた方の声
ご契約いただいている皆さまからいただいた声をご紹介します。

電話健康相談 脳梗塞
(33歳 女性) 病院の受診につながったケース

サービス利用前
ある日、めまいがするようになり、左の手足がしびれる感覚がするようになっていました。何回か同じようなことがあり、体に力が入らないこともあったので、次の休みに病院に行けばいいかな、と思っていたもののやはり少し不安もあったので念のためご相談の電話をしました。

サービス利用後
症状を伝えると、すぐに病院に行った方がいいとのアドバイスをいただき病院を受診。脳梗塞が見つかりました。何か対処法などあれば教えてもらいたい、という程度の気持ちで電話をかけたのですが、スタッフの方に親身になって病院に行くよう説得していただき、受診する気になりました。ありがとうございました。

セカンドオピニオン 胃がん
(40歳 男性)

サービス利用前
検診で胃内視鏡検査を行ったところ、胃の粘膜にがんがあると診断された。主治医からは開腹手術をすすめられ、1か月程度仕事を休む必要があると言われていた。

サービス利用後
〈最適な治療法の提示〉
総合相談医との面談後、優秀専門臨床医のもとで内視鏡による手術を受け、早期に仕事復帰できました。

ネオファースト生命は、お客さまの「心身の充実」をサポートしながら、お客さまの将来に寄り添い、応援する商品・サービスを提供してまいります。

契約内容ご案内制度
ご利用対象：ご契約者さま

- 被保険者さま、各種受取人さまおよび指定代理請求人さまに指定された方にも契約内容をご案内することができます。
- 災害時にはご契約者さま、被保険者さまの安否確認をさせていただく場合があります。
※詳細は生命保険証券と同封のリーフレットをご確認ください。

指定代理請求人に指定した娘と離れて暮らしています。いつでも私に代わり、保障内容などを確認してもらえるのは安心ですね。

歯の健康維持に欠かせない、毎日の歯みがきなどをサポートします！
オーラルケアサポートサービス

毎日のセルフケアをサポート

このサービスを利用することで、毎日の歯みがきなどのオーラルケアを楽しく習慣化することができるよ！

50代以降の歯みがきのポイント

歯ぐきが下がって根元が露出してきたという方も増えてきます。歯の根元の部分はやわらかく「根元むし歯」になりやすいため、ソフトな歯ブラシを使ってやさしく磨きましょう。

詳細はこちらから

※画像はイメージです。 ※詳細は、保険証券に同封のリーフレットをご確認ください。

※契約内容ご案内制度とオーラルケアサポートサービスを除き、ネオファースト生命が提携する各企業が提供するサービスです。いずれも保険商品の保障の一部ではありません。ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、ネオファースト生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

※各サービスは、予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※お電話によるサービスをご利用の際は、保険証券をご準備のうえ、ネオファースト生命のお客さまである旨をお伝えください。

※日本国内のご利用に限りです。また、一部のサービスについては地域や内容により、ご利用いただけない場合やご要望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ご利用いただける期間は、ご契約いただいたネオファースト生命の保険契約の保険期間が終了するまでとなります。

※セカンドオピニオンサービス、受診手配・紹介サービスは、病名が判明している場合に限り、ご利用できます。また、すでに終了している治療についてなど、ご相談をお受けできない場合があります。その他諸条件がありますのでサービスを受ける際にご確認ください。

サービス内容の詳細につきましてはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。

Webサイト

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命



